

大蔵委員會議録第十九号

昭和二十七年二月二十三日(土曜日)

午前十一時十七分開議

出席委員

委員長 佐藤 重遠君

理事 小山 長規君

有田 二郎君

川野 芳満君

夏堀源三郎君

宮原幸三郎君

松尾トシ子君

深澤 義守君

出席政府委員

大蔵政務次官

大蔵事務官

(主税局長)

国税庁長官

林野庁長官

委員外の出席者

議員 金原 舜二君

議員 平野 三郎君

大蔵事務官(銀

行局総務課長)

専門員 榎木 文也君

専門員 黒田 久太君

二月二十一日

委員川島金次君辞任につき、その補

欠として松尾トシ子君が議長の名指

で委員に選任された。

二月二十二日

国民貯蓄組合法の一部を改正する法

律案(内閣提出第三七号)

同月二十三日

公庫の予算及び決算に関する法律の

一部を改正する法律案(内閣提出第

三六号)

三八号)

の審査を本委員会に付託された。

同月二十一日

在外資産の補償に関する陳情書(奈

良県北葛城郡磐城村長尾辰巳宗太

郎)(第五八八号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

所得税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二九号)

法人税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第三〇号)

相続税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第三二号)

砂糖消費税法の一部を改正する法律

案(内閣提出第三三号)

国民貯蓄組合法の一部を改正する法

律案(内閣提出第三七号)

〇佐藤委員長 これより会議を開きま

す。

まず昨二十二日本委員会に付託され

ました、国民貯蓄組合法の一部を改正

する法律案を議題として、政府当局よ

り提案理由の説明を聴取いたします。

西村大蔵政務次官。

国民貯蓄組合法の一部を改正する

法律案

国民貯蓄組合法の一部を改正す

る法律

国民貯蓄組合法(昭和十六年法律

第六十四号)の一部を次のように改

正する。

第三條の次に次の一條を加える。

第三條ノ二 一ノ国民貯蓄組合ノ組

合員ハ他ノ国民貯蓄組合ノ組合員

トナルコトヲ得ズ

第四條中「三万円」を「十万円」

に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行

する。

2 この法律施行の際現に二以上の

国民貯蓄組合の組合員である者に

ついては、これらの国民貯蓄組合

がこの法律施行の際その者に對し

あつては、貯蓄の全部が期限

の定めないものであるときは、こ

の法律施行の日後三月間、当該貯

蓄の全部又は一部が期限の定め

るものであるときは、期限の最も

おそい貯蓄の期限の経過した後三

月間を限り改正後の国民貯蓄組合

法第三條ノ二の規定を適用しな

い。但し、当該貯蓄の元本を増加

することとなる場合(一の国民貯

蓄組合があつて、貯蓄のみの元

本を増加することとなる場合を除

く)は、この限りでない。

〇西村(直)政府委員 ただいま議題と

なりました国民貯蓄組合法の一部を改

正する法律案につきまして、その提案

の理由を御説明いたします。

最近におけるわが国の経済情勢の推

移に応じ、貯蓄増進の緊要性はますます

加わつて参りましたが、貯蓄しやす

い環境の造成をはかりますとともに、

特に少額貯蓄を奨励し、これを優遇い

たしますため、この際国民貯蓄組合法

を改正いたすこととし、この法律案を

提案いたしました次第であります。

次にこの法律案による改正の内容に

ついて申し上げますと、まず第一は、

国民貯蓄組合のあつせんする貯蓄の利

子等に対し所得税を非課税とする金額

の限度を引上げたこととあります。す

なわち、現行法においては元本三万円

までが非課税となつておりますが、こ

の金額は、戦前に比較いたしました実

質的には著しく低いものでありますの

で、物価の騰貴率、現在の物価水準あ

るいは預金の現状等、諸般の事情を勘

案いたしましたして、元本十万円までを非

課税とすることに改めることとしたし

たのであります。

第二は、二つ以上の国民貯蓄組合に

加入することを制限したこととありま

す。従来の国民貯蓄組合の運営におき

ましては、時宜に応じて、各種の貯蓄

組合に加入するよう奨励されたことも

ありましたが、前に申しました非課税

の限度を引上げ、少額貯蓄を優遇する

趣旨をも考慮いたしまして、この際一

つの貯蓄組合のみに制限することが妥

当と考えたのであります。

なおこの加入制限の規定に関連いた

しまして、現に二つ以上の組合に加入

しております組合員の貯蓄について

は、これを一つの組合に預けがえを行

わせる等の措置を講ずることとし、所

要の経過の規定をあわせ設けている次

第であります。

以上本法律案につきましてその提案

の理由及び内容の概略を御説明いたし

ました。何とぞ御審議の上、すみやか

に御賛成あらんことをお願い申し上げ

ます。

〇佐藤委員長 なお本案の内容につい

て、詳細なる説明を求めます。大蔵省

銀行局総務課長福田久男君。

〇福田説明員 国民貯蓄組合法の一部

を改正する法律案についての改正の要

点は、ただいま提案理由によつて政務

次官から御説明申し上げた通りであり

ますが、若干敷衍いたしましたして御説明

をつけ加えさせていただきますと思ひ

ます。

まず改正の第一点は、非課税限度現

行三万円を十万円に引上げる点であり

ますが、貯蓄組合法による貯蓄組合預

金の非課税限度は過去数回にわたつて

引上げが行われて参つたのであります

が、昭和十六年にこの法律が制定され

ました当時におきましては、非課税限

度は三万円であつたのであります。そ

の後昭和十七年の三月に五万円、二十

年の十二月に十万円、二十二年六月に

三万円というふうに引上げられて参り

ましたが、いずれも郵便貯金の預け入

れ限度と歩調を合せて進んで参つたの

であります。今四千万円に引上げるに

あたりまして、一般郵便貯金の改

正案と並行いたしましたして、郵便貯金

の方でも預け入れ限度が十万円というこ

とに改正するよう法案が提案されてお

る次第でございます。そこで三万円か

ら十万円に引上げることに付いての根

拠

第一類第六号

大蔵委員會議録第十九号

昭和二十七年二月二十三日

拠といたしましては、いろ／＼な見方があります。たとえば一つの例をとつて申しますと、東京卸売物価指数を基準にして考えますと、三万円に改正されました昭和二十二年六月を基準といたしまして、最近では七・四三倍ぐらになつておるのではありません。そういたしますとそれを三万円にかけてみますと約二十二万円になるのではありません。またCPIを基準といたしますと二・七三倍ぐらになります。そういたしますと三万円が約八万円程度になるのではありません。また全銀行の預金のうち、当座預金を除いた預金について見ますと六・四五倍ぐらになります。それがそれによりますと十九万円程度になるのではありません。これらの事情をも勘案しながら、またはかの諸般の事情をも加味いたしまして十万円ということになったのでございます。

それからこの限度引上げに関連いたしまして、改正の第二点としては、二つ以上の組合に同じ人が加入することはできないという規定を新たに加えることとしたのであります。この点につきましては相当大幅な限度の引上げでございますので、一面から申しますと所得税の通脱というやうな目的で預金を分散するといふやうなことも、濫用するといふやうなことも考慮されます。また他面真に少額の貯蓄を優遇するといふ趣旨を明らかにする必要があります。と認められますので、この際先ほど申しましたやうな、同じ人が二つ以上の組合に加入するといふことを制限することとなつたのであります。現に郵便貯金法でも同じやうな趣旨のものが当初からございますので、

それと一応歩調を合せるということにいたしましたのであります。なお同じ人が二つ以上の組合にかりに入つた場合についての措置であります。国民貯蓄組合法におきましては、現在罰則をたしまして、現行法の十一條に一定の場合には三百円以下の過料に処する、金額は昭和十六年の立法でありますので非常に小さいのであります。その一定の場合といふのが、本法もしくは本法に基いて発する命令またはこれに基いてなす処分違反したものについては、先ほど申しましたやうな過料の制裁があるのではありません。その規定の適用の対象となるものがまた命令で定められることとなつておりますので、その命令の改正によつて二以上の組合の加入制限に違反した者も該当するやうに措置いたしたいと考えております。また真に所得税通脱の目的でこの制限を免れようといふやうな悪質なもののにつきましては、所得税法六十九條の二の規定の適用によつて、所得税通脱犯としての処分が行われる可能性もあるといふやうに、理論上は解釈されるやうに思ふのであります。

それから第三に経過的な措置を附則の第二項に規定いたしておりますが、過去におきましては幾つもの貯蓄組合に加入してでも貯蓄組合預金の増加をはかるやうに努めて参つた場合もあつたのでございます。従ひまして現在においても二つ以上の組合に入つておるものもあると思ひます。それらのものに対しては経過的に原則といたしまして三箇月間の猶予期間を置きまして、その三箇月間内一つの組合に預けかえ等の措置によつて、その預金をまづめてもらうといふことを規定しておる

のでございますが、ただ預けておる預金の性質によりまして、普通預金のやうにいつでも出せる預金と、定期預金のやうに一定の期限が来なければ出せないものとございまして、貯蓄組合預金の全部が普通預金のような期限の定めのないものであれば、この法律の施行のときから三箇月間、期限の定めのあるものはその一番長い期限が過ぎた後三箇月以内の所要の一つの組合に預けかえ等の措置をとつていただく、そこに但書がございまして——ちよつとわかりにくい規定になつておりますが、但書の意味は利息を元本に加えるやうな場合にはそれはやむを得ない、しかし元本を増加する、新たに追加して幾つもの組合へ預金をふやすといふことはいけな。但書の括弧の中にありますのは、ある中心にしようとする貯蓄組合についてだけ元本がふえる場合はよろしいといふ非常にこまかな規定がございまして、要するにこの法律が施行されてからはいづれか一つを中心とするといふことをきめていただくとして、その中心とした貯蓄組合預金にその他の貯蓄組合預金を漸次統合していただくといふねらいでござい

ます。なお御参考までに貯蓄組合の現在の状況について簡単に御説明いたしたいと思ひます。昭和二十六年の三月末におきまして、貯蓄組合の数は十一万五千六百四十四組合ございまして、組合員の数は千八百六十六万六千余人となつております。また貯蓄組合のあつてんした貯蓄の金額は千二百億二千五百余万円となつております。前年同期に比較して一割四分の増加であり、組合員の数においては一割五分の増加であります。

す。またその預金額におきましては二割二分以上の増加となつておるのでございまして、これを全体の預金の増勢に比較いたしますと、金額的にはもちろんややくらゐるはありますが、今後免税限度引上げ等の措置によりまして、まず貯蓄組合の活用をはかつて参る。資本蓄積の重要性にかんがみまして、その一つの手段としてこの措置を大いに活用して参りたいといふやうに存じております。簡単にござい

すが御説明申し上げます。

○佐藤委員長 次に前会に引続き所得税法の一部を改正する法律案外三税制改正案を一括議題として質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許します。宮腰嘉助君。

○宮腰委員 西村大蔵政務次官がおりますので一点だけ伺ひたいいたします。これは西村大蔵政務次官の委員当時再三政府当局を追及されておつたところの青紙申告制度の問題であります。この制度自体が農民や中小企業、たとえば農家なんかたんに出て働くやうな場合に、渡れて帰つて来ますと、とうてい帳簿をつける力もない場合が多いのであります。また中小企業にしても、たとえば商店の小売商あたりがみそ、しょうゆをはかつた手てただちに伝票なりいろ／＼な記載をするといふことは困難であります。こ

ういふやうな青紙申告制度について、農民とかあるいは中小企業といふやうな方々、特に農民の方々については、特別な、青紙申告の簡易制度をこしらへる必要があるやうに伺つています。昨日の公聴会の方も、農民に対して青紙

申告制度を採用するといふことは非常に困難であるといふことを申されておりますが、われ／＼も同感に思つてゐるのであります。これについて次官のお考えを伺ひたいと思ひます。

○西村(直)政府委員 お答えいたします。青色申告につきましては、あるいは農村あるいは中小企業の業者等が忙し

い——青色申告のみならず、私自体も実は納税の申告書につきましてはいま少し簡素化できないかといふことについては、まったく同意見でござい

ます。ただ現行法に基きます青色申告は、十分になれていない農村の人々であるとか中小企業等の方々に對しては、執行機関の方においても十分にその信憑性を尊重してなるだけ簡素な方法で扱つて行きたい、こ

○宮腰委員 私には青紙申告に対する手続の煩雑のためにこういうぐあいに申告する人が少いと思うのであります。

ことに青紙申告した人とならない人を農家の場合に分離して申告しない者についてはいわゆる待遇を與えないというところであれば、不公平な問題が起ると思うのであります。この農家の場合については、青紙申告しなくても反実収高によつて大体の所得がわかるのであります。この場合もやはり区別して税をかけるかどうか。青紙申告しなくても現在の反実収高がわかるので、それによつて判定するの、その点をお伺いしたいと思います。

○平田政府委員 お尋ねの趣旨がよくわかりませんので、適切なお答えになるかどうかかわかりませんが、農家の場合は、御承知の通り帳面がない場合におきましては、実収を調べましてそれに標準率を乗じて所得を算定するという方法をとつております。青紙申告をいたしますれば、それがさらに精細な所得の計算ができます。一層正しい申告ができるということになるかと存じます。

○宮腰委員 青紙申告については、特に申請すると特別な待遇を與えられるわけでありまして、農家の場合だと、府県の行政官庁で厳重な監督を受けまして、実収高が大体わかつております。この場合も両方とも区別すること自体が非常に不合理に思うので、私は先ほど西村大蔵政務次官のお話の通りに、青紙申告制度をもう少し簡易化してもらつた方が農家にとつては非常によろしいように考えるのであります。この今度の改正法でも改正前の法律でも青紙申告に対しては特別待遇

があり、また農家の申告しないものについては待遇はないということであれば非常に不合理になるのであります。局長にもぜひこの点を今後研究の上、簡易表に直すなり、あるいはまた反実収高がはつきりわかる場合は、青紙申告と同様な待遇を與えてあげる方が農家のために合理的だと思ふのであります。今後そういうふうにお願ひしたいと思ふのであります。

○平田政府委員 青紙申告の様式等はできるだけ簡易にするという御趣旨は私も賛成であります。現在のところやつていただきますとそうむずかしいことは実はないのでございます。一般の營業者の場合におきましては、例の正規の簿記の原則という趣旨に従ひまして、大体複式簿記に近いような記載方法を要請している場合が多いのでございますが、農家の場合におきましては収入と支出との関係並びに家計費との関係、これがはつきりいたしておきますれば、帳面の様式等そうやうなましくなくて記載を認めるということに相なつてゐる次第であります。最近の農業協同組合等における農家の経営指導等に用いておられます記帳の奨励の仕方など比べてみて、むしろあるいは青紙申告の方が簡単なくらいの必要條件を要請しているにすぎないのでございます。やつていただきます。ただ、大したことでないもので、めんどろだからついでにやらない、こういうのが一般の傾向じやないかと思ふのでございます。しかしやはり農業経営の合理化という点から見ますと、ある程度記帳をしていただくということが望ましいことではないかと考えます。し、税

法の上におきましても、いわゆる実収に対して標準をかけるというやうな方法は、どちらかと申しますと、これもやはり一種の推定にすぎないのでございます。それから、一定の記帳をされまして、それに基づいて正しく計算してもらつたものが、今後の農業の見地から行きましていいのではないかと私は思つております。しかし、その方法及び様式等できるだけ簡単にしまして、必要最小限度にとどめるといふ御趣旨は私もまったく同感であります。そういう方向へなお今後指導して参りたいと思ひます。

それからなお、青紙申告にどういふ特例があるかと申しますと、一番の特例は帳面を調査しなければ更正決定をしないということでございます。これはやはり青紙申告者でなければこういう特例は認めがたいのでございます。それから、その他審査の請求があつた場合には、そのけりがつくまで強制処分しておりますが、これもやはりはつきりした基礎があるということが前提の場合にのみ考えられるのであります。帳面の記載もなく、單に推定で所得を調べるという場合にはなか／＼それは行かない。それから必要経費の面から行きまして、家計費と企業の方に行きまして、またがらうな企業の場合におきまして、青紙申告者の場合は、家計費に關連する経費として、事業の見地が必要だと認められるやうなものにつきましては、できるだけ損費に算入する、経費に落すことを認めておるわけであり

ますが、こういう問題もやはり何か記帳がなければ認めがたいのではないかと存じます。それから例の、時価によ

る評価を認めておりますが、こういうものもやはり記帳がなければ認めがたい。それから今度の専従者の控除にいたしましても、幾ら払うのか帳面等によつてはつきりしておりません場合には、漫然と認めますのは少し行き過ぎではないかというやうなわけでありまして、従つて青紙申告に對しまして特例を認めております事項は、記帳を前提として初めて考えられる事柄でございますので、そういう点を考えますと、今認めておりますやうな特点是青紙申告者に限る。ただ方法は今お話の通りなるべく簡便化したしまして、この制度がなるべく普及するようにしたい。この点におきましては私もまったく同感でございますので、そういう趣旨で政府におきまして指導上一層遺憾なきを期して参りたいと考える次第であります。

○宮腰委員 それから、過去にさかのぼつて開税違反の問題が追及される場合に——ごく最近はそのうではございませんが、古い事件になると、昭和二十五年ころは盛んに査察が嚴重に行われまして、本税の五倍というやうな重税を課して、つぶれかかる法人があるいは個人が相当ありますが、こういう場合に税源を涸渫するやうな開税のとり方ということも不合理だと思ひます。このやうな場合にまた重ねて惡質なことをすると、また罰金をかけられ、そういう点について二重な制裁をかけられる。こういう意味で産業界にも相当影響することだと思ひます。ごく最近の傾向はそうではありませんが、過去の事件については今もつてそういう問題を追究されつゝあるのであります。この際そういうやうな問題は、

昭和二十五年あたりのやうな査察制度の嚴重な時代のかけ方でなく、あるいは一倍、一倍半くらいで処理することがかえつて税源を涸渫しない意味で必要であると思ひます。ごく最近においてもこういう問題が——二十五年度の査察の嚴重な時代と同様に五倍追究する、それに加算税をかけられるとその法人がつぶれてしまふというやうなもの、現在に至つてまだ処理の途上にあるケースが相当あるのであります。そういう場合に制裁が二重になるという意味において、開税で嚴重に取上げた場合には訴追をしないで、あるいは訴追しても体刑の処分くらいにして、あと罰金の追究をするということとはわれわれの常識から考えて不合理なやうに考えられますが、現在そういう事件がたぐさんあります。国税庁としてはそういう事件の場合にどういふふう

に処理されるかお伺いしておきたいと思ひます。

○高橋(審)政府委員 旧税法におきましては、申告期限から五箇年を経過したならば更正決定をなし得ないという規定に相なつておるのであります。それを先般の改正によりまして、昭和二十六年度分からは三年を経過した場合には更正決定をなし得ないという制度にかつたのであります。しかしながらそれは旧税法に關しては適用がございせんので、昭和二十六年度分からはそれが適用になるということになつておると思ひます。全体としては、つまり税務行政の運営の根本的な心構えをいたしましては、旧税法に關してもできる限り新しいものに重点を置いて行くというやうな方針をいたしておるのであります。ただこのやうな

に三年を経過した場合においては更正決定をなし得ないという規定におきましても、脱税犯等、つまり詐欺その他不正の行為によるという場合におきましては、この期間の限界をはずしておられますので、やはりある程度古いものであつてもこれを追究せざるを得ないのではないかと考へるのであります。ただ宮腰さんもよく御承知のように、査察関係の職員の数も非常に限られておりますし、また税法も漸次合理化されて参りましたし、また社会経済状態も漸次平常に返つて参りましたので、非常に税務行政の運営状況もよくなつて参つたのでありますが、そういうような各時代におけるところの環境というものを十分に考慮に入れまして、實際上これをどの程度に追究するかという問題につきましては、十分実情に合致するようにいたしたいと考へておる次第であります。

○宮腰委員 全国に幾つかあると考へられますが、模範税務署なるものの設置をやられて、現にその税務署において税をとおるわけですが、その模範税務署の構造の内容についていろいろ部内の人々の意見を聞くという、いろいろ非難があるようでありまして、この模範税務署が全国に幾つぐらゐるか、そしてその税務署の成績をお伺いしたいと思います。

○高橋(衛)政府委員 たいまお尋ねの模範税務署と申しますのは、私どもの方ではこれを基準税務署と称しておるのでございます。その基準税務署を設置いたしました趣旨は、いろいろ税務行政について新しい企画、新しい改善をいたしたいと考へる場合に、この基準税務署においてそのことを実験を

して、その成績によつてそれを全般の税務署に適用し得るかどうかということとをよよく見て行きたいという趣旨をもつてつくつたのであります。全国でただいまのところ二十一の税務署を基準税務署にいたしておるのであります。しかししてこの基準税務署でただいままでいたした事柄は、まず第一に内

外事務の分離ということをしていたしております。これは内部の帳簿整理をいたします者と、それから外部に出て外部の調査に従事する者と、その仕事を判然と区分して行くことが、今後の税務行政の改善の上において非常に重要であると考へまして、その内外事務の分離の方式、やり方、またはどこへ分界をつけるかというような事柄について検討をいたして参つたのであります。

なおそのほかに、一昨年の十一月から、各税務署につきまして、賦課と徴収との仕事の分界をどういうふうにするかという点、またさらに進んで、賦課と徴収の一体化をやつてみたらいかがであるかというようないふ観点から、それぞれの段階に応じてこれを三つのグループにわけ、この賦課、徴収の緊密化と申しますか、一体化と申しますか、そういうふうな試みをしてきたのであります。そうしてこれらの事柄につきましても、大体ある程度の結論を得られるに至りましたので、昭和二十七年からは、この

やり方がある程度変更いたしましたし、さらに全国のいろいろ実験と申しますか、新しい企画をやつて行くところの税務署にして行き、さらにこの数もある程度減少して行きたいと考へておるのであります。と申しますのは、基準税務署以外におきましても、実はそう

いうふうな新しい企画をあつちこつちの税務署において始めておるのであります。たとえて申しますと、ただいま全国的に適用したしております徴収関係、滞納処分関係の整理の方式としてインテリナル・コントロール・システムというものを始めたのであります。これは最初磁谷の税務署において一昨年の暮ごろから初めてこれが実験を始めまして、そうしてこれを全国三百八十の税務署について、昨年の七、八月ごろに適用することにしたのであります。そのほか現在いたしておりますことは、芝の税務署、小石川の税務署、並びに大阪におきましては、北野税務署、阿倍野の税務署、この四つの税務署におきまして即日審査整理方式という一つの内部事務の整理方式を試験的に実行いたしております。これは帳簿の簿冊をカード化

しまして、そのカードの流れをうまく合理化することによつて、常時賦課と徴収と申しますか、または相互のチェックが完全にでき上るといふ組織を新しくくふういたしまして、これを四つの税務署に、昨年の七月ごろから実験をいたしておるのであります。これも相當の成績を上げ得る非常な特徴を有しておるという点を認めましたので、来年においては、ある程度これを拡張して行きたいというふうに考へておるのであります。その他そういうふうな新しい考案等をいたした際に、適当な税務署を選んで常時それを実験に移し、そしてそれがはたしてうまく行くかどうか、実行上能率を上げる上において効果があるかどうか、その他各方面の点を十分に検討いたしまして、今後の税務行政の改善に資して行きたい、こういうふうに考

えておる次第であります。

○宮腰委員 この基準税務署の問題であります。長官も一生懸命努力されておることを伺つておりますが、この外部事務と内部事務の問題について、どう内部事務の方はおもしろくないから外部事務に出たいといつても、容易にその事務の担当ができないという欠陥がありまして、部内でも不平を申し出る人が大分あるようです。それから賦課と徴収を一緒の人がやることになつた場合に、人情にかられた感情にかられて成績が上らないといふこともあり得るという心配があるのであります。そういう不満の場合、あるいはまた賦課と徴収については、何らか具体的な方法をとつて行かなければ、情実関係が起つたり、あるいはまた感情的な問題が横たわる心配があると考へるのであります。それについての対策をひとつお教え願ひたいと思ひます。

○高橋(衛)政府委員 内部事務と外部事務を分離することによりまして、内部事務に従事する職員は、ほとんど外部に対して出張ができないとか何とかいう事柄について、ある程度の不平を聞くことはたま／＼あるのでございまして、しかしながらとにかく全体としては、能率を上げるという上におきましては、どうしても事務をそれ／＼の性質に応じて分類いたしまして、それ／＼専門化して行くということが、今後の税務行政の改善の向うべき道ではないか、そういうふうな考へましても、職員等に対しては十分そういうふうな大局的な見地に立つて、よくその趣旨を了解してもらつてやつて行くように努力いたしておる次第であります。

また賦課と徴収の一体化につきましては、また私も結論を出す段階には至つておりませんが、当初心配されておりました徴収の困難さのために賦課そのものがゆがめられるというふうな事柄につきましても、実際やつてみますと、その面の心配はあまりないやうでございまして、むしろ双方とも同じ係でやるということによりまして、資料の収集も楽になり、また仕事の連絡はもちろんよくなりますので、いい面も相當あるのであります。ただ仕事の流れと申しますか、ある時期にはもつぱら賦課の仕事のみを重視し、ある時期には徴収の仕事のみになるというふうな関係からいたしまして、その点ほんとうに徴収にも努力しなければいかぬというふうな意味において、徴収の面が空白になるというふうなことがありまして、これは仕事の流れの上から相當に研究を要する点があるかと考へております。

○宮腰委員 大阪の北野、阿倍野、それから東京都内の芝、磁谷、こういうところでも即時審査整理方式をとつておられるというお話ですが、これは結局カードによりまして、カード引出しによつて毎日々々そういう人を呼び出して調べる、こういうような方法で納めるとかいうふうな滞納整理方法が行われておるようですが、こういうふうなカード式によつてしよつちゆうきよとも呼んだ、あすも呼んだというのでは、納税者はしよつちゆう呼び出されて、仕事をやつておるものに非常に迷惑になるというふうなこともあらうと思つて来ます。この呼出しは、持つて来るまではほとんど連続的に呼び出して、半ば間接的に脅迫みた

いな徴収の仕方がされるおそれがある  
じやないかというわれ／＼の心配があ  
るのでありますが、そういう実際的な  
技術面をどういうふうにやつておるか  
ということについてお教へ願いたい  
と思います。

○高橋(衛)政府委員 そのICSのやり方は、私どもは納税者に対してても非常に親切であり、整理上も非常に能率を上げ得るというふうに考えておるのであります。と申しますのは、従来は一つの滞納者につきましては、その家に臨んで督促をし、または物件の差押えをし、または物件の引上げをなし、または公売をするというふうな事柄をやつておつたのでありますが、徴収の係の職員だけでございますと、賦課その他の点についてまず第一に不平不満等がありました際、または何らかの誤謬があつたような場合におきまして、十分御意見を伺う機会を得ないし、または、そういうふうなことがありまして、それにお答えをする能力を持たないのが普通であります。いま一つは、従来は内部整理の問題ではありますが、一人の納税者について数件以上の滞納の税目があるというふうな場合、それが個々に処理されておつたのでありますが、今度の方法によりまして、これは全部各納税者ごとに名寄せをいたしまして、その名寄せ者についてはどの場合にどれだけ、またはどの税についてどれだけの滞納があるというのを全部整理いたしまして、そうして税務署においてを願つて、その事柄について十分お話をし、また不平不満等がおありになる場合、または実際は納めておると考えておられるのに、それが税務署の帳簿に整理されていないという場

合、それを資料等によりましてその場でよく整理することができるのであります。ことに税務署においてを願えば、幹部がみなおりますからたとえば、幹部の關係においては直税關係、またたは間税關係の職員のところでも十分に

話を伺うこともできませんし、また納付されたと思つておつたもの、実際の行方についても十分追究することができるのであります。そういうようなことをすることによりまして、滞納税額について十分御納得を得て、しかもいつ、どの程度納められるかということについても、御相談に應じて、適切な整理の方策を各納税者ごとに立てるといふような、非常な利点を持つておるのであります。またこちらからお伺ひいたします際においても、その納税者のお宅に伺ひましても、御不在であるとか、その他仕事の途中であつて、非常に御不便であるとかいふ／＼な事情がありまして、そのためになか／＼整理がはかどらぬという面があるのであります。従ひましておいでを願うということは、一面において何らか非常に御苦勞な感じもするのであります。結局その方が全体の能率を上げ、ほんとうにわかつていただいで納税していただくという面において、非常に効果がありますので、これを全般的に適用して参りたいと考えておる次第でございます。

○官廳委員　それから国税局の調査と税務署の調査とがダブつてやる場合が非常に多いのであります。税務署に言わせると、どうも国税局の調査課があまり干渉しておもしろくない。こういう話で、感情的になつてゐる場合もあります。調査の場合、国税局の調

○高橋(衛)政府委員 税務署の所管に  
属する内務省で、それら調査票の所  
査と、税務署の調査というものを区別  
ができるものでありますか。あるいは  
国税局も関係していいのだというこ  
とになるのでしょうか、その点をお伺  
いしておきたいと思ひます。

管に属する納税者とは、これは大蔵省令によりましてはつきり区分いたしております。従つて調査課の所管に属する納税者の調査に關しては、税務署は権限を持たないのであります。ただ徴收の面に關しましては、これは税務署に第一次的な責任はすべてございまして、税務署において徴收の面から調査することはありますが、調査自体としては、判断といずれかに区分されておりました、双方に調査されるというようなこととはないと考えておるのでございませう。

○高田(吉)委員 最近の昭和二十六年度の申告の指導といひますか、これに關連いたしまして、最近非常に多額の所得の増額が税務署から指示されて、各所において、相当困難な状況に直面しておるのでありますが、これに關連して質問したいと思ひます。まづお伺ひしたいことは、特にこの場合は、農村にもありますけれども、零細な業者の場合に、特別この問題がむずかしい問題を起しておると思ひますので、個人営業について特別にお伺ひしたいと思ひます。最近の状況として、配付された資料を見ましても、平均五割ないし六割くらいの所得の増加が見込まれておりまして、税額におきましても、昭和二十五年年度に對して五割の税の收納増加が見込まれておるわけでありませう。ところが実際に私自身も、最近この間

題につきましては、納税者からいろいろ相談を受けて調べてみました。五割ぐらゐの大増幅、あるいは五割以上のところも相当あるのがありますが、収入の増加を見込む根拠が、個々の具体的な場合によつてみますと、またたくまに誤りしい場合が多いのであります。

す。私はこれはもと／＼非常に無理な方針に基いてやつてゐるのではないかといい感じを、非常に強くしておりました。たま／＼こちらに配られました資料に基いてちよつと検討してみたのでありますが、これは結局五割だとか六割だとかいう龐大な、申告指導による一種の押しつけになつておると思ひます。押しつけた所得増を見積つております根拠は、先日配付されました主税局の調査表を見ますと、大体申告所得者の所得階層別の、昭和二十五年から昭和二十六年の間の變化が、昭和二十五年におきましては、十万円から十五万円までという層が圧倒的に多かつた。全体の三割一分幾らを占めておりまして、金額においても二割六分近くを占めております。それが一年間に、昭和二十六年度になりますと、二十万円から三十万円までの間が、人員におきましては圧倒的に多く、三割を占めております。金額におきまして、同様に三割を占めて、圧倒的に多いというようになつておりまして、所得の階層の變化の見方が、十万円、十五万円といったようなところから、二、三十万円のところに急に非常に大きく移動しておる。税をとる対象がそういうところへ集中されて来た。その結果、租税全体としてはさほどふえておらなくても、特に申告所得税の場合のこの階層につきましては、著しく集中的に徴

税の努力がこゝえ集中されているのではない。そうでもなければ、個人営業業者が五割、六割、場合によつては十割も、この不景気のさ中に、金詰まりのひどい最中に、所得を水増しされるといふことは、常識的にちよつと考えられない。固々の具体的な場合を見まし

ても、私は痛感したものであります。が、全然法律よりも営業の成績は上つていない。むしろ苦しい。それで私の調べたところでは、倍以上の決定を受けておる。そういうようなことは、根本的において、個々の調査にあたつておる税務官吏が、経済知識に乏しいとか、そのうちを誠意をもつて調べなかつたとかいうことばかりでなく、上の方で見込んでおる収入を主として上げるために、結局こゝへ集中せざるを得ない。何となれば、これ以下の小さいところは無理に拾つてみしても、努力の割合に税金は上らない。ところがこの層でありますと、非常にこれは、いい意味におきましても、努力すれば努力のしがいのある階層でありまして、帳面もろくすぼ持つておらない。家族でやつておる。しかもある程度の収益を上げておると見込まれるし、人数も多い。この階層をつかむことなしには、所得税の成績を上げることにはできないのであつて、どうしてもこの層に向つて集中せざるを得ないという結果に現在なつておるために、どうしても末端におきましては、一層成績を上げなければなりませんから、ます／＼そういうところへ集中する。ですから結局これらの層におきましては、五割というのは低い方で、大体六割、七割、倍以上のところはざらにあるというふうな、まったく常識を無視した大きな

決定が行われるようになってきているのではないかと感ぜられるのであります。昭和二十五年から昭和二十六年までに非常に国民所得がふえたというように、政府の方ではなつておるようでありましても、それは昨年の補正予算のときに明らかになりました通り、主として朝鮮事変関係で法人は莫大な利益が上つて、予算の上で見積つていなかつた利益で、三倍も税金がとれるという非常に非常なふくらみがあつたのであります。個人所得の場合には、むしろ当初予算よりも自然減を見込まなければならぬという状態でありまして、国民所得がかりに政府の計算の通りふえたとは仮定いたしました。これが昭和二十六年度の申告の指導に現れておるよう、中小業者の零細なところへ向つて、五割以上も集中されるというところは、まったく弱みとて、徴税可能なところへ向つて集中しているとしたか考えられないのであります。その点はいかがですか。

○高橋(衛)政府委員 ただいま資料に基いて御質問になつたのであります。この資料は、私も税務行政上使用する資料とは全然異なつておりますので、この点を念のために申し上げておきます。税務行政につきましては、何らかの先入主をもつてその調査に當るといふことが、最も真実を得る上におきまして障害となるのであります。従つて私もどこまでもその人の所得が何であるか、どれだけであるかというところを、虚心坦懐に各種の資料また直接の調査等によつて調査いたしましてその所得を把握して行く、そうしてその正しい所得に基いて納税者の指

導をして行くということをいたしておるのであります。しこうして先般ごたかか御質問に對して答弁を申し上げたかと思つておりますが、二十六年の所得について、全国でそれと實際の調査をいたして見ますが、それらの調査を集計して見まして、前年度よりは同じように所得税を納めておられた方について総額について比較をして見ますと、所得において四割七分程度の増額を示しております。しかしながらこれは調査せられた結果の数字であつて、それを予想としてやつておるものでは全然ありません。またこれも各業種によつて非常な差があるのであります。それ、それ、その人の実際の所得がどれであるかということについて十分検討いたしました。そうして税務署で調査したところを納税者の一人々々の方に十分御説明申し上げ、そうして納税者のお話も伺ひ、いい申告を出していただくというふうにお願をいたしております。現在ちやうど各税務署とも納税者においでを願つてそれ、説明を申し上げておる最中でありまして、中間的な状況を私も見ておりますが、納税者の方々も今年は昨年以上に十分納得していただきて、いい申告をよく出していただいております。状況でございまして、その点は私も非常に喜んでおる次第であります。

○高田(重)委員 昨年よりいい申告を出していると言いますが、それは下の税務署からの報告はあるいはそういうふうな報告されておるかも知れませんが、けれども、末端の事情は、こちらでただいまも委員が質問しましたけれども、呼び出して判を押させておるわけですから自主申告の形みたいになつておるわけですが、役所へ呼び出されまして、大体帳面もないような零細業者が呼び出されまして、それだけで今の状態においては客観的には、主観のいかんを問はず脅迫的なことになつておるわけですね。いんやそこらに多少の主観が入ります。何とかしてとりたいのでありますから……。どうしてその結果は判を押さざるを得ないはめに陥る、ここで判を押さずに帰れるような人はよほどの人であつて、何万人に幾人くらいしかいないのです。そういう状態のもとに更正決定をしなくてもいいようなことになつておるのですから、これは非常に私は重大だと思ひます。

それから今のこの資料はこれをもとにしてやつておるという意味じゃありません。私もそれは見ませんが、これは實際に税金をかけた結果の大蔵省の集計だろつと思つておるのです。ですからこのういふふうな税金がかつたということでありまして、この二十五年はこれよりも実績がここに出ておると思ひます。二十六年の方は大体それは推定も入つておるだらうと思ひますが、そういうふうな点で、これはどうしても常識的にいつてもそうだと思います。各税務署でもつて努力をする場合、努力の集中はやつぱり一番簡単に成績の上るところに向つて努力を集中することとはあたりまえなんです。それがこういう表にたまふ結果として現われて来るのだと思つておるのです。ですから五割も六割も七割も一般的に収入が上つておるとしますと、多少基礎控除が上つたからといひまして、下に脱落して行くものは非常に少くなると思つておるのです。また新たに入つて来る人もで

きて来るわけでありまして、そういう点から行きますとも、新しくふえる割合というものは非常に減るはずだと思ひますし、また下の方に對してもかなりの多数のものがかるのだと思つておるのです。そうではないで、やはり一定のちやうど手ごつたところに向つて重点が移動して来ておるということ、これは徴税の上から出て来ておる實際上の、實際の各階層別の収入の増加率を表わすのであつて、税務署がどこへ努力を集中したかということが、この表になつて私は現われて来ると思つておるのです。だから現在やつておるこれらの層に對する申告指導というものが、納得の行つた指導でなく、まづたくこれはやむを得ず判を押しておる。結局これはまた滞りになるかも知れない。そういうふうなことになるつておるということが、私は實情だと確信いたしております。でございまして、そういうことが絶対に行われていないとか、行われるはずがないといふようなことではありまして、その根拠をひとつ明確にしたい。もしそういうこととも行われ得る可能性があらうならば、これを何とかして是正するといふために、相当これは努力しなければならぬと思ひます。これは判を押してちやつたからといふことで何とかやろうとしましても、これはとれません。そういうふうなことで、今当面の問題でありますから、ひとつ明確なお考え並びに方針をお示し願ひたいと思ひます。

○平田政府委員 私からさきにお手元に配りました表について若干御説明申し上げておきます。これは今高田さんもお話になりましたように、二十六年分と二十七年分は大体私どもが予算を見積る場合におきまする増加指数、これは経済の趨勢によりまして、生産、物価、所得率把握等の關係を考慮しまして、前国会でも御説明申し上げましたあの指数によりまして、所得の二十五年分から引延ばして行つて、それから新税制を当てはめて、失格するものは落す。こういう趣旨でこの表を案はつくつたわけでありまして、別段これを行政的に意圖しようとか、そういうものではないでございせん。今お話のように、納税者層が漸次中、大といふふうな、上の方がふえて来ておることは、これはもう一般の傾向としては私もその通りだと思ひますが、特にそれがはげしくなつておることは、控除の引上げによりまして、下の方の所得層が失格者がたいへんふえて来た。納税者の数も二十五年四百三十万に對しまして、二十六年度は三百八十万と見ておられますが、約五十万は減つております。これは大部分今御指摘の十五万円以下の所得階級であります。こういう人々は所得はある程度ふえたが、税法の改正によりまして、控除することによつて納税者から失格して行く。そういう關係で下の方が落ちておる。その二つの關係、つまり所得の一般にふえますのと、税法の改正で下の方の所得者が失格者になる。この二つの關係で、所得の階層別の分布がここ二、三年相当かわりつた。あるといふことでありまして、別段これは行政的にどういふ趣旨のものではないことを御了承願ひたいと思ひます。なおこれは長官からあとでお答えになると存じますが、高田さんも今御指摘になりましたように、この所得を調べまして申告の指導をしております

のは、二十五年の所得に対する二十六年度の所得の比較でございますね。ところが実際の納税者の感じから行きますと、昨年に比べて今ごろの状態と申しますか、どうも感じとしては、この状態で受取りがちになります。たれしもちよつと考えますとそういうふうになるのでございすが、ただ問題になつておりますのは、二十五年一箇年の実績でございすね。その半分は、例の、二十五年の当初におきまします大分いろ／＼危機だといわれて騒がれましたが、一種のデフレ的現象を生じました半年分、その後朝鮮動乱が六月に起きまして漸次上向きいたしましたのが、小企業に及ぼす影響は二十五年は特に遅くなつて現れた。それが二十六年になりまして、消費者物価指数も漸次ある程度上つて行き、それから生産の増加に伴ひまして、日用品、国民消費物資等の取扱ひ数量もふえて来た。そういう關係で、二十六年の所得を實際調べますと、今高田さんのお話にありまして、四割から五割ぐらいふえるものが相当たくさん出て来ておるわけでありまして、こういう表をつくつて今行政的意図で非常にこういう表から押しつけるといったような趣旨のものではない、それはまったく実態をよく調査いたしました結果の数字でありまして、この調査がはたしてよかつたか悪かつたかということは、これは大いに私は問題になると思ひますが、これにつきましましては最近ではほとんど税務官吏もなれて来ておりますし、それから昨年以來大分実地調査を勵行してやつて来ておりますので、私も相當な結果を収めてゐるんじゃないかと見ており

ますが、そのことは決して全体の見方から押しつけましてやつて行くのではなくて、個別的に調べたものを積み上げて集計をしてゐるものにすぎない、こういうことでございす。従ひまして二十六年分の最終に申告され、あるいは更正決定をしたあとの所得がこういう階級別になるかならないか、これは一つの問題だと思ひますが、この階級別表は、私もさつき申し上げましたような補正予算で見積りしました所得額の増加指数と税制の改正、この二つを元にいたしましたつくりまして、税負担の状況あるいは税制改正の際の皆様の判断の資料として、実は提出いたしましたような次第でございすので、その点私から表の説明といたしまして一つ補足させていただきます。次第であります。

いたしておるのであります。納税者の待つておられる方の感想もいろ／＼聞いてみておりますが、むしろ概して非常によくなつたという言葉を聞いたばかりのおよふな状況でございす。一昨年ごろは、どの税務署に参りましても空気が非常に緊迫したておりました、場合によりまして怒号が聞えるというような状況であり、または非常に悲痛な顔つきをしておられるという状況でありましたが、その点が格段とよくなつて参つておりますので、私ももちろん喜んでおる次第でございす。もう今現在のやり方が万全であるというふうなうぬぼれてはおりません。なお改善すべき点は今後あらゆる努力をして改善して行きたいと思ひますが、大体私どもが常時見ておりますところはそういう状況であるということ

であります。この分割払いについては、私もあまり何ですが、法的な、何か規則が通牒があるのかどうかわかりませんが、その企業の月々の収益の中から税金を差引いて、なおかつ生活がやつて行けるという合理的な税務署の方でした決定に基いて算定するのだから、これは問題はないと思ひますが、その決定した所得を上げるためには、大体どのくらいの所得が月々にあるか、そうするとその中からこれだけ税金を払つて、残りのこれだけでやつて行けるという合理的なものであるためには、場合によりましては、これを一箇年にしなければ月賦返済はやれないという場合もあるでしょうし、あるいは半年でも十分返済できるという場合もある。そういうふうなことを合理的にやつておられませんか、せつかく月賦にしても、月賦の滞納がまた始まるわけです。ですから月賦は、初めから滞納されるような形の可能性のあるような月賦では、恩典にしたやうで結局恩典にならぬのであります。そういうことについて何か方針がございすか。

うふうに考えまして、税務署におきましても、申告の済まれた方に対して、納付について、もしもほんとうに困難な事情があれば、その事情を十分お聞きいたしましたして、法律上分納または徴收猶予を認め得られる場合において、それを認めて差上げるということをしてゐるのであります。徴收猶予をなし得る場合は、国税徴收法の七條でもつてはつきり規定いたしておるのであります。その要件は、震災であるとか、風水害とか、その他の災害にかつた場合、または納税者の家族に疾病があつて、その療養費に相当金がかつた、また転業等することをなすつた場合、または納税者がその事業について最近において甚大な損害を受けたというふうな、いずれもそういうふうな事実に基づいて、一時に納付することが困難であるということが認められれば、分割並びに徴收猶余等の措置を御相談いたしまして、実情に即するようになして差上げておるのであります。現在やつております事務は、むしろ税務署といたしましては納税者に対してできるだけ実情を聞いて差上げる、そういう無理の行かないやうに、滞納にならないやうにという趣旨をもつてよくお話を伺つて、そしてそれ／＼の條項に該当するかいなかということも検討いたしまして、いつ何日にどの程度納めていただけるかというお話も伺つて、そういうふうな取扱ひをいたしておる次第であります。

七

第一類第六号 大蔵委員会議録第十九号 昭和二十七年二月二十三日

〇高橋(憲)政府委員 納税者に正しい、高い申告をしていただくために、現在各税務署がやつております方法につきましては、私も非常な注意を払つておりました、実は先般来都内の各税務署をひまのある限り歩きまわつて見ておるのであります。昨日も三つばかりの税務署に行つて、納税者の方のいろ／＼な感想も伺ひました。また現実に説明をしてゐる状況等もしさいに見ておるのであります。全体の感じといたしましては昨年よりもずつとなごやかな状況でございまして、にこにこしながら非常に平靜に、なごやかな気分のもとにいろ／＼話を聞いておられ、また伺つておりますから、ああいうふうな状況であれば、ただいま御心配になりましたやうな強制的な申しすか、非常に無理なという感じはあまり受けないというのを私自身確認

〇高田(憲)委員 それから申告指導をやる場合に、相当多額の、たとえば二倍とか二倍以上の税金を納めなければならぬというやうなことになる場合は、呼び出されておられますから、たいていの場合はさつき言いましたやうに判を押してしまふわけですね。押ししまつても實際はさつき言いましたやうな場合、押しましても、どう考えればよいのか。その場合にどうしますかと言ひますと、押させると同時に分割払いの提案を税務署の方でするわけですね。そうしてこういうふうな分割払いにしてやるからこれだけひつと判を押せ、これでもお前拒否するか、そうするとおつとひといふことになるぞということになりまして、せつかく分割払いにしてもらつたが、その分割払いしたや、理論的にも實際的にも全然なつていないやうな分割払いが非常に多いの

〇高橋(憲)政府委員 納税につきましては、正直な正しい申告をしていただくということがまず第一要件であり、かつその申告に基いて納税をしていただくというところが最も必要なのではないかと。しかしながら納税者の方の中には、なるほど所得はあつたけれども、最近のいろ／＼な事故等のためにどうしても一時に納付することが困難であるというやうな事情の方がございす。これはそういうやうな事情に十分にお聞きして、そして実情に即するやうな措置を講ずることが、私のものやり方としては当然であるとい

〇高田(憲)委員 それではあとの質問はこの次にいたしまして、今のことだけもう一ぺん念を押しておきますが、その場合に事情に適應してないやうな場合であれば、これは相談が不適当

であつたということになりますから、

あるいは徴収を猶予する、その猶予する期間をどれくらいにする、あるいは分割納入の場合の期限をどのくらいにするかというようなことは、一切何らの制約なく、ただ実情に即して——無理に延ばしたり無理に少くしたりするのはいけません、誠意をもつて完納しようという限度においてびつたりするようものであればよろしいか、それには何らかの制限がありますか。

○高橋(衛)政府委員 ただいまの御質問の趣旨がちよつとわかりかねますので、あるいは適切な御答弁になるかどうかと考えますが、延納等を認める場合についての画一的な基準は持つておりません。それから法律に基づくつきりした場合におきましては、それは相当長期の期間を認めるのであります。が、税務署において現実に行われてい

るものにつきましては、そういう法律に基づくような場合よりもむしろ、せめて一、二週間待つていただければ納期までには大体三分の二を納めるとか、あとの三分の一くらいは、たとえば三月の十五日、または三月末日までに納めるというお話であります。が、その程度のことでありまして、もちろんその間利子等ばかりですけれども、納税者の御都合も十分お察しして認めて差上げるのが妥当ではないかという常識的な観点からさような処置をしていられるものと思ひます。

○佐藤委員長 ちよつとお語りいたします。ただいま議員金原舜二及び平野三郎両君から山林の相続税に關し、政府当局に対して質疑を行うための発言を求められておりますが、この際両君の委員外発言を順次許可するに御異議

ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○佐藤委員長 御異議ないようですから、まず金原君の委員外発言を許可いたします。議員金原舜二君。

○金原舜二君 委員外の発言を許していただいたことに感謝いたします。

日本の国土の荒廃という点について年々公共事業費あたりが赤字に赤字が次いでおること、並びに森林の資源の欠乏ということは日本の国家として重大な問題である。それらの点はもうすでに何人も認めるところであります。で、国会においてもしばしば「国土緑化推進運動」とかいろいろの決議をなされたことは申すまでもないことではあります。従つていかにして森林を育成するかという問題は、日本の国策の大きな問題であります。しかるにかかわらず、税の面においてこの森林に対して保護することが非常にかけておるのではありません、私ども従来その点に關しまして大蔵大臣並びに農林大臣に

しばしばお目にいかかつて、直接いろいろの事情を申し上げますと、大蔵大臣もすべて何もかもまつたくその通りだということ御承知なんです。であるにかかわらず、実際の税制の面になると、税の公平であるとか、いろいろの観点からこれらを改めることに非常に難点がある。私をして言わしむるならば、なるほど森林の育成が非常に大事であるということを頭では理解しておる。しかしながら、その重要性をほんとうに身に感じていないのではな

かろうかというふうに見えるのであります。今回の相続税の改正におきましても、なるほど一般の林業家、特に比較的小さな山林を持つておる方が相当

保護されておることは私ども認めざるを得ないのであります。しかしこの税法の改正を見ましても、山林とその他の不動産と税法上同一の取扱ひをしておるのであります。東京都における不動産、宅地、それらのものと山林というものを同様に取扱つておる。私は必ずしもそれが悪いというのではありません。しかしこれは重要な山林の育成という目的をいかにして達成するか、この問題を取上げての税制上の考慮は払つていないように思われるのであります。今度の改正では、奥地林の歳出経費の七割以上かかるものは所得税の対象にしない、ゼロに見積る、この一点だけで、その他は山林の重要性を考へて税制に考慮を払われたという面が見当らぬように感じるのであります。これだけ皆重要な問題として真剣に考へていないか。御承知でござい

はだ不適当ではないか。御承知でございまいし、山形事業を新たに始めようと思つても、今日のような税制の状態では事業が遂行し得るかどうかが問題であります。五十年、六十年前には木を山に植えるということは何のたぬにそんなことをするかと氣遣ひ扱いされたのはまだ五十年、六十年前のことでありまして、しかも今日には全國民この森林資源の涵養がいかに国土の保全の上に必要であるかということを痛切に感じておる。そういう際に実際の林業家は従来一種の犠牲によつて植えておる。祖先がせつかく植えてくれた木を売るだけ、採算がとれてもそれ

なくともかまわない。祖先に対する氣持がおもになつて植林をしているのであります。先祖が自分の所有にして

植えてくれたからこそ今日辛うじてこれが永続されているのであつて、新たなこの事業をしようと思つても今日の税法では絶対に不可能である。東北パルプであるとか王子あたりの有力会社ですら今日の税法では山林の育成は絶対にできない。非常に景氣がよくてもうかつたときには自分の将来の財力にするためにあるいは公共性のために植林に努力するけれども、一旦もうからなくなつた場合にはこれらの事業はすべて放棄してしまふ実情にある。こういう大会社ですらさような経済的な状況下に置かれておる今日、三分の二を占める民業の仕事の完成ができるかどうかよくお考え願ひなければならぬのであります。祖先からの山を持つて林業に従事している者はほかの収入によつてどうにか暮らしておつて、採算が合つても合わなくても自分の義務としてこれを継続して来たのが今日までの状況であります。しかし実際問題としてしまして、終戦後の経済の非常な変動のため、ほかの収入によつて生活を維持することは困難になつて、森林資源によつて家族の生計を営む以外まつたく道がないのであります。かような場合に、切つた山の跡に植林をし手に入る道がないのであります。絶対に出る道がないのであります。でありますから、簡単に申せば、植林というものはそれ自体によつて生活も維持でき探算もとれて行くようではなければ、国策だと言つて強力に主張いたしましたも、国会で決議いたしましたし、日本

の山はげ山にならざるを得ないといふのが今日の状況である。この点大蔵当局は特に身にしみてお考え願ひたいのであります。さような意味で今度

の税法の改正で多少小さなものは比較的相続の場合に負担が軽くなつたことは認めますけれども、特にこの幼齡林あたりが富裕税の対象として——幼齡林を植えたばかりの山、これから十五年間は年々これを投資して行かなければならぬのを、一つの富裕税の対象として税金をとるというようなことは、まったく言語同断な行き方である。それこそ学生に税金をかけるような仕打である。われわれは、まず幼齡林に対する課税、特に富裕税の対象からは免除していただきたい、こういうふう

に考へるのであります。その点ひとつ大蔵当局の御見解を伺いたないのであります。

○平田政府委員 まず私から、今度の税制改正が、山林に対してどういふ点が一番従来よりかわるかという点を先に申し上げます。一番の点はやはり相続税、所得税両方にわたりますが、まず相続税におきましては、御承知の通り相続が開始しますと、山林の時価を評価しまして、従来は譲渡したものとして譲渡所得税を課税し、その残額に對しまして相続税を課税する、こういう行き方をしていしたのでござい

ますが、この点は、主として山林等につきましてお話をしようと思つてございまして、今回は相続の際における譲渡所得税は課税しないということにいたしております。これはもちろん山林だけでなくて、ほかの不動産の場合におきましても同様であります。山林だけに扱ひを認めて、ほかの方に認めないというわけにはやはり行きませんので、山林等の關係を主として考慮しまして、そのような課税制度を変更したしたのでござい

ます。の税法の改正で多少小さなものは比較的相続の場合に負担が軽くなつたことは認めますけれども、特にこの幼齡林あたりが富裕税の対象として——幼齡林を植えたばかりの山、これから十五年間は年々これを投資して行かなければならぬのを、一つの富裕税の対象として税金をとるというようなことは、まったく言語同断な行き方である。それこそ学生に税金をかけるような仕打である。われわれは、まず幼齡林に対する課税、特に富裕税の対象からは免除していただきたい、こういうふう

に考へるのであります。その点ひとつ大蔵当局の御見解を伺いたないのであります。

○平田政府委員 まず私から、今度の税制改正が、山林に対してどういふ点が一番従来よりかわるかという点を先に申し上げます。一番の点はやはり相続税、所得税両方にわたりますが、まず相続税におきましては、御承知の通り相続が開始しますと、山林の時価を評価しまして、従来は譲渡したものとして譲渡所得税を課税し、その残額に對しまして相続税を課税する、こういう行き方をしていしたのでござい

ますが、この点は、主として山林等につきましてお話をしようと思つてございまして、今回は相続の際における譲渡所得税は課税しないということにいたしております。これはもちろん山林だけでなくて、ほかの不動産の場合におきましても同様であります。山林だけに扱ひを認めて、ほかの方に認めないというわけにはやはり行きませんので、山林等の關係を主として考慮しまして、そのような課税制度を変更したしたのでござい

大きな従来との差のある点でございます。

それから相続税につきまして基礎控除を引上げ、税率を引下げる、これも一般的にやないかというお話でございますが、やはり私も調べてみますと、現在農村方面におきましては、農地は農地改革で大部分地主がとられまして、現在あまり持っていない。やはりまとまって財産を持つておりますのは山林の所有者でございます。従いまして相続税を軽くするということは、山林の所有者にとりましては相当な軽減になるので、この場合もひとり山林の所有者だけに特別処置をやつてゐるのではございませんで、やはり山林その他の場合にも同様な事情が大部分ございますので、かような措置をいたした次第でございます。主としてまとまつた資産として今日地方に残つております山林の所有者は、やはり今度の相続税の改正によりまして相当な軽減になるものと私は見ておるのでございます。

それからもう一つは、年賦、延納の期間につきまして、従来五年しか認められていなかったのですが、今回は山林不動産など、換貨が比較的むづかしいものを持つておられる場合におきましては、十年の年賦償還を認める。これも山林だけ認めるのではなく、ほかの不動産も認められるじやないかというふうな御批評があるかも知れませんが、やはり山林等の場合におきまして、そのようなことが特に顯著に考えられましたので、このような制度を設けることにいたしました次第であります。山林に認めるといふことになりまして、その権衡から行きまして、他の不動産にも及ぼした方がよいので

はないかという趣旨で同じようなことにいたしました次第でございます。なおその場合の利子税につきましても、将来は四銭の利子税を今回は二銭に引下げることにいたしました。これらの処置はいずれも山林だけに限つてやるわけではございませんが、結果から見まして、一番利益を受けたのは、どつちかという山林であります。また山林の課税の問題が、いろいろやましい問題としまして承知いたしておりましたので、こういうような相続税の改正をするにつきましては、そのういふ見地から改正を考へておるというのを御了承願ひたいと思ひます。

それから所得税におきましても、伐採しました場合に十萬円の特別控除を行いますことは、今申し上げた通りでございます。なお法律案の提出が遅れておりますが、再評価税につきましても、同様に十萬円の基礎控除を行つて課税することに、おつつけ法律案を提案する見込みでございます。所得税におきましては、主として中小の山林所有者の場合に、従来と比べまして、相当な負担軽減になるのではないかと考へております。

それから今お話の評価の問題と課税から全然除外するかという問題でございますが、富裕税及び相続税の山林の評価につきましても、昨年以來奥地に近く調査いたしました結果、最近国税庁で通達を出してまいりました。従来に比べて著しい改善を加へつたことは、おそらく御承知かと思ひます。たとえば幼齡樹林の評価等につきましても、従来の方で評価した場合に比へますと、大体半額程度になるかと思ひますが、補助金等の件を全然除外するとかあるいは今御指摘の奥地林

の評価につきましても、売買実例から奥地林の評価を推定いたします場合の、評価方法に改善を加へる。それからグラセの例の評価方式を用います場合におきましても、一定の年齢以上に達しました場合におきましてはカーブをゆるやかにするというような方法を講じまして、極力山林の奥情に即応するようにしようというので、これもことし富裕税並びに山林の相続税から適用することにしたしまして、目下すでに実行に移してある次第でございます。

そのようにいたしまして、もちろん私も税制の一環としてでございます。山林だけの見地から見ますと、あるいはなお十分じやないかというお感じをお持ちになるかと思ひますが、やはりそういうその他の点もでき得る限り考へつつ、山林につきましても、妥協な課税に結果的になるようにという趣旨で、相続税、所得税等の立案をいたしておりますことを御了承願ひたいと考へる次第でございます。幼齡樹林等を全然富裕税の課税外に置くというように、評価の問題としては、今申し上げましたように、評価の問題としては、大いに考へられると思ひますが、全然課税外に置くというよりは、いやくも富裕税を設ける以上は、これはやはり適当ではない、相続税の場合におきましても同様であると思へるのであります。やはり相続政策として考へます上におきましては、全体の政策と相関連しつ、できる限り山林政策に密着するような方法を考へよう、こういう点で、私も考へておる。その調節に相当苦慮をしておるような次第でございます。その点も最後につけ加

えさせていただきますと思ふ次第でございます。

○金原舜二君 御苦心の跡もよくわかつております。ただいまの御説明の点は、私も大体すでに承知しておりますが、私はここで別に議論をするわけでも何でもない。何か観念論にとらわれておるようなふうにお聞きになるかもしれないが、山林だけを特殊扱いにするわけには行かないから、ほかの不動産と同じようにするといふお考え方が、どうも私には気に入らないので、なぜそういうことを考へてになるか。たとえば今度の秘密預金にしてみても、これは理由あつて秘密預金にのみ適用するところの法律である。他の不動産と別に扱つておかしなことは何にもない。これは森林資源の涵養が国策上最も必要であるという点から見て、ここに結論が出て来て少しもふしぎはないと私は思ふ。そういう意味で、私も幼齡林を課税対象から除外しよう、あるいは除外することは適当でないにしても、先ほどのお説のように幼齡林を半分以上に評価をなさる——これは国税庁のお話も確かにさうなことであるように承つておりますけれども、二年間は非常に少くすすけれども、三年目からは例のグラセの法則でやる、こういうことは——一体まつたく中途半端な、十五年間ぐらいいはどしたつて用材として使へない、投資一本やりで行くんだから、この期間ぐらいいは、かりに全面的に免除されないとしても、今の安い評価一本で行つて、後日これらはどうせ所得税なり相続税なりの対象になるつてばな資産になるのだから、そのときに税金をとられて一向さしつかえないのだ、わずかなことで非常に民間の森林育成の意欲をさまたげて行く、年々投資して行か

なければならぬ、これから投資しなければならぬものに対して、税金の対象にするというところは当を得ないと思ふ。しかもこれは国家全体の税金の収入から見ても、ごくわずかなものである。こんなわずかなものに何もうこだわる必要はない。森林の特異性というところを真に身をもつて感じておるならば、これらは当然な処置でなければならぬ。そして先ほどのお話の延納の場合に、従来は日歩四銭であつた、それを日歩二銭にした、これもけつこうでございます。それから、木を植えて日歩二銭の利まわりに発着するということは非常に困難です。こういう面こそ、特にこの森林の税あたりについては、もしどうしてもこの利息を免除することができないというのならば、まつたく国策的に考へて、一つの補助の意味合いからいつても、これらの金は、国家全体の経費からいつて非常にわずかなものでありますから、二銭と言わず、せめて一銭とか一銭二厘の、ごく低い延滞金を課すべきだといふふうを考へておるのであります。そういう点について、もう一度所見をお伺ひしたいと思ひます。

○平田政府委員 今のお話は、最初に申し上げました通り、相続税の免税にしろ、あるいは譲渡所得税の相続の際の課税の免除にしろ、実は私、山林等の問題が一番深刻であるといふことを頭におきまして、そういうことを考へたのであります。その結果そういう特例をやれば、山林だけ認めて、ほかの方は認めなくてもいいじやないかという考へ方もあるかと思ひますが、しかしやはり類似のものは——程度の差は若干あると思ひますが、やはり山林

なければならぬ、これから投資しなければならぬものに対して、税金の対象にするというところは当を得ないと思ふ。

しかもこれは国家全体の税金の収入から見ても、ごくわずかなものである。こんなわずかなものに何もうこだわる必要はない。森林の特異性というところを真に身をもつて感じておるならば、これらは当然な処置でなければならぬ。そして先ほどのお話の延納の場合に、従来は日歩四銭であつた、それを日歩二銭にした、これもけつこうでございます。それから、木を植えて日歩二銭の利まわりに発着するということは非常に困難です。こういう面こそ、特にこの森林の税あたりについては、もしどうしてもこの利息を免除することができないというのならば、まつたく国策的に考へて、一つの補助の意味合いからいつても、これらの金は、国家全体の経費からいつて非常にわずかなものでありますから、二銭と言わず、せめて一銭とか一銭二厘の、ごく低い延滞金を課すべきだといふふうを考へておるのであります。そういう点について、もう一度所見をお伺ひしたいと思ひます。

○平田政府委員 今のお話は、最初に申し上げました通り、相続税の免税にしろ、あるいは譲渡所得税の相続の際の課税の免除にしろ、実は私、山林等の問題が一番深刻であるといふことを頭におきまして、そういうことを考へたのであります。その結果そういう特例をやれば、山林だけ認めて、ほかの方は認めなくてもいいじやないかという考へ方もあるかと思ひますが、しかしやはり類似のものは——程度の差は若干あると思ひますが、やはり山林

につきまして認めますれば、その類似のものにつきましては、できるだけ認めて行くことは、税制の運営におきまして常に配慮しなければならぬ問題で、それまで排除するのは、少しいかたであるか。結果におきまして山林につきまして相当な目的が達成できるならば、その方がいんじやないかというふうな考へておる次第であります。それから利子税の点でございますが、日歩二銭といひますと、年利にして約七分でございます。預金の金利よりも若干高くなつておりますが、一般の貸付金利に比べますと、著しく低い。いわんや個人の貸借上の金利からしますと、問題にならぬ低い金利と思ひますので、この程度にいたしますれば、まづごしんぼう願ひするのじやないかと私どもとしては考へておる次第であります。なおちよつとつけ加えておきますが、山林の所得税の問題におきまして、先ほど申し上げましたように、中小の山林の所有者は、今回の改正で私はよほど問題になくなくなつて来ると思ひます。問題は少し大きな山林経営をしておられる方に若干残ると思ひます。その残る理由は、いろいろ調べてみますと、実地に調査した結果もそうでございますが、前回の財産税の評価が少し問題がありまして、財産税がフルに評価されております人の場合におきましては、ほとんど山を売つて、再評価だけで済んで、譲渡所得税等がかかる場合は稀な場合か、あるいは、かかってもわずかな金額だけにしかならぬ場合が相当あるようでありまして。私も実地に派遣いたしましたのでございまして、各地にまわりました。

で、主としてまとつた山を持つておられる方の所得税の内容を調べてみたのでございまして、正しく経理して今までもちよつとやつておられる方の場合は、あまり実益は山林所得税もからなくとも済むという方が多い。これに反しまして、まともな山を持つておりまして、財産税の評価が少し——これはもちろん納税者の責任だけじやなくて、税務署の責任でもありますが、低かつたような場合、こういう人の場合におきましては、譲渡所得税、山林所得税がかかつて来る、こういう点で残る問題があります。この問題を全部解決してしまふといふことも、どうも考へてみたのでありますが、これは少し行き過ぎであります。これは少し行き過ぎになりはしないかといふことも考へまして、その問題だけは、なお若干問題として残つておるかと思ひますが、あとの点は私ども今回の改正によりまして、これが実行に移されますれば、よほどよくなるのではないかと。私どもとしては、そのように大体観測しております。つけ加えておきたい。たださういふと考へておられます。

○平野三郎君 私も委員外発言の取扱に感謝いたしまして、時間がありまして、簡単に一言だけ主税局長にお尋ね申し上げます。森林の特異性につきましては、ただいま金原君からなる説明されたところで盡きております。問題は課税上いかなる措置をとつて特に森林を擁護するかといふことであります。ただいまの主税局長の御説明のように、今回の改正によつてやや森林に対する特別措置があつたといふことは、私もよく承知いたしております。しかしそれは消極的な面であつて、ひとつ何らか積極的な手を打つといふことは、この新しい構想についてお尋ねしてみたいのであります。現在の日本の森林の状態は、御承知の通り、成長量は六千万石程度であります。需要量は木材だけでも一億以上、薪炭を合すると二億というやうな状態に達しておるわけであつて、政府の推定によりまして、このまま続ければ、今後十八年間に日本は森林は絶滅するといふやうな恐るべき状態にあるわけでありまして。そこで現在の木材の需要を押へることはできませんので、やむを得ず奥地林の開墾といふやうなことをやつておられますが、何といふても基本は森林の維持造成をはからなければならぬ。すなわち造林をしなければならぬといふことである。造林に對しては何か税法上特別の取扱ひができないかどうか。すなわち所得税の評価基準を下げるとか、相続税の課税所得税を廃止するとかいう程度の積極的なことだけでは、どうしても日本の危機を救ふことはできぬわけであつて、何らかひとつ所得税法の一部を改正しまして、森林に對して投資をする、すなわち林地に還元するといふことの認められた部分については、特に資産の増加とみなさないで、これを所得税から一部減免するとかいうやうなことはできないか。少くも政府とせられては、税法上何らかひとつ造林に對して特別の措置をするといふ必要をお認めになるかどうか。もしお認めになるとすれば、何らかさうした方法をおとりにする、そういうことを、国会に提案せられる御意思がいかどうか、そういうことについて農林省などという、御協議になり、御研

究になつておるか。そういう点をひとつ伺いたしたのであります。実は昔から山に對して感謝の意を表するといふ気持は、十分にあると思うのであります。また特に森林に重大關係のある、最近のアルプその他の股腹産業なども、多額の税金を納めておるわけでありまして、あの連中はやはり何とか森林に投資したいといふ熱情を持つております。持つておるけれども、何も税法上の特別措置がないため、やりたくてもやれないやうな状態にあるので、何かちよつとした水を向ければ、これが非常に効果があるのではないかといふように考へるのであります。以上この点について簡単に政府の所信をお尋ねいたします。

○平田政府委員 今のお話でございますが、具体的問題としてしましては、山林を伐採しまして、それに対して新しい苗木を植へつける、そういう場合の植付費を経費として見たらどうか、これも今お話の一つかと存じますが、この点はあらゆる場合の所得計算におきまして、常に問題になる点でございます。これは所得税の所得計算の非常にかたい原則でございますが、必要経費とそれから資本支出と申しますと、所得の計算が実はさつぱりわけのわからないものになるおそれがございますので、たとえば資本支出につきましては、普通の工場等の場合におきましては、一へんに経費に認めないで、償却という形で認めて行く、それから山林等の場合におきましては、現実に山を売つた場合における経費として見なす、こういう建前を税法一般の原則といたしまして堅持をいたしておる次第でございます。従ひましてその原則を根本からくずすやうな行き方を認めるということは、これまたどうも私どもとしては、あまりにも行き過ぎに過ぎやしないかと思ふのでございまして、しかしさういふことに至らざれば、何かいい方法があるか、これはもしもあまり税法の一般の原則等と根本的に背反しない、しかも山林の助長をはかるやうなまい方策があれば、私はあえて別段研究することにやぶさかでないと思ひますけれども、全部植へかえましては、植へかえした費用を引くといふことは、これはどうも少しいかたであらうかと存じます。従ひまして税の上におきまして、できる限りの考慮を払ひますが、山林政策につきましては、やはり歳出の面等におきまして、できる限り考へまして、各般の施策を通じて、山林の育成、維持をはかつて行くことと解決しなければ、税だけで解決することはやはり私は問題がありはしないかと感じます。なおこのやうな問題につきましても、もし具体的な提案がございすれば、それに基きまして研究するのは一向さしつかえないと思ひます。

○平野三郎君 何か具体的な提案があれば考へるといふお話でありましたが、一言だけこの際提案をして御研究願つておきたいと思ひます。それは今森林投資を経費として落して行くといふことについては、非常に技術的に困難だといふことであります。これが、これについては私はすでに政府が昨年度から農業漁業資金増進法に基いて政府出資をもつて造林に金融をしておりまして、従つてこれは政府投資ばかりでなしに、一般の資本も吸収して、そうし

てその方面の資金をふやして行くということも一策であろう。そのためには政府が森林復興債券というふうなものを発行して、民間資本を吸収するとか、あるいは別に森林銀行というふうなものをごしらえてそれに対してそうした公債を発行せしめることの権限を與えるとか、そういうことをしまして、この森林復興債券というものの投資する、これを引受ける分については特に税務局長が特別の認定をした上において、何らかの税法上の減税措置をとる、こういうような方法をとれば今の問題が簡単に解決するのではないかというのを考える。それを私は一つの具体的な提案として、政府において御研究あらんことを切望して私の質疑を打ち切ります。

○三宅(則)委員 私はずでに本委員会において、数回主税局長にも質問をいたしましたのでございますが、本日は委員外として金原藤二君、並びに平野三郎君が質疑いたしました。幸い林野庁長官が来ておられますから、林野庁長官にもひとつその御趣旨を伺いたいと思います。私は言うまでもなく、すでは緑化運動、治山、治水という問題からいたしまして、森林愛護の念、森林感謝の念は十分に認識しておるわけでありまして。そこで今平野君も申されましたが、われ／＼は相続税につきましては特に別な考へて、宅地や建物等とは別な観点から、特別な考慮を払つたらよろしかろう、また所得につきましても、今度は十萬円の基礎控除にはなりませうけれども、これをまたその意味におきまして、たとえば半額の基礎控除というふうな線を出すとか、あるいは延滞日歩につきまして先ほど金

原君も申しましたごとくに、普通の不動産と同様にしないで、別な観点で、そういうものを査定し、もしくは無税にする、延滞日歩をなくするということな線を出すというふうなこともあるわけでございますが、林野庁長官は日本国有林並びに民有林に對しまして十分なる監督とその責任を痛感せられて政府をして実行せしめる地位にあると考えておりますから、よろしく大蔵當局とも積極的に交渉せられまして、今各委員の申されました事柄等を基準に考え、またあなたのお考えを発表せられまして善処せられたい、かように思いますが、林野庁長官はどう考えておりますか、この際承りたいと思ひます。

○横川政府委員 私、林政の担当者として先ほども来お話のございました林業税制につきましてはできるだけ低く、山林の所有者の所得が多くなるようにということをお返にわたつて事務的に折衝をしまして、今度の改正案に盛り込まれておるような結果を實現し得たのでありまして、従来と比較いたしますると、非常に改善されておるのであります。中小の森林所有者にとりましてはほとんど問題がなくなつたのであります。大森林所有者につきましては幾分富裕層あるいは相続税の点で問題を残しておりますが、今後これらの点につきましては、なお御検討をお願いしまして、さらに改善していただきたい、かように念願しておるのであります。なお先ほど主税局長からお話のございましたように、税制問題だけでは林政の振興ということでは解決し得ない問題でありまして、公共事業その他の財政投資によります面と税制とを合

せて解決をはかつて行かなければならぬと考えております。公共事業におきましては本年度は約九十億の国家投資をいたします。二十七年年度におきましてはわずかでありますけれども、約五億の増加をしております。また農林漁業の特別融資におきましては四十六億のきわめて低利な国家資金を投入しておるのであります。これらを合せまして、現在荒廃しております森林をできるだけ昔のようなりつばな森林に回復して参つて、国民生活の安定をはかりますように、一日も早くさうなことが實現いたしますように念願しておるものであります。

○三宅(則)委員 今林野庁長官は率直に政府の立場を要望せられたわけでございますが、私も実は過日平田主税局長にお願ひ申し上げておいたわけでありまして、どちらかと申しますと、山間に住む方につきましては、はなはだ行き過ぎた言ひかもしれませんが、新しい税法その他についてもなかなか納得が行つておりません。市街地あるいは平垣部に近いところの方々は割合に文化が入りますと、文化の浸透が半年も一年も遅れる。こういう点があるわけでありまして、せつかく政府が善政をしまして、いろ／＼な恩典を法律で定めまして、これが浸透するのに半年も一年もかかりますと、遂にその恩典に浴しないというふうなことがあるわけでありまして。税務署等は平地にあるのであります。山を持つてゐる人は山間僻地におるのであります。こういうことにつきまして私は主として大蔵委員会、農業者には農業者に適するやうな平易な解説書を、商業者には商業者に

適するやうな平易な解説書、工業者には工業者に適するやうな平易な解説書もしくはその見本等を入れまして、国民大衆がよく了解する納税をいたしたい、こういうことを要望したわけでありまして、特に山林山村につきましては、やはり農家の一環ではございましてけれども、特別に山林行政にマツチするやうな平易な解説書もしくはひな形等を早急に作成いたしまして、山間僻地で山をお持ちの方にも、全部行きわたるやうに、行政を円滑にしたいと思ひたい、そして負担の公平またその恩典にあずかるやうにしたいと思ひます。私は主税局長に申したいわけでありまして、林野庁長官もこれに並行して、進んで頒布並びに徹底を期していただきたいと思ひます。林野庁長官はどう考えておりますか承りたい。

○横川政府委員 私どもの現地の技術普及員というものが約千名おります。経営指導員が二千九十九名ほどおります。これらの者は常に山森所有者と密接な連絡をとつて、技術普及に當つております。それらの者に、税制のことにつきましても、たたいまお話のやうなきわめてわかりやすく書いた解説書を近く配るやうにいたしまして、ちやうど準備をいたしておるところであります。

○佐藤委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は明後二十五日午前十時より開会いたします。

これにて散会いたします。

午後一時十一分散会

昭和二十七年三月一日印刷

昭和二十七年三月三日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所